

大津市介護予防活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日制定）第3条第3項の規定に基づき、高齢者の地域における居場所、仲間及び社会的役割並びに日常生活上の生きがいの創出に資する介護予防活動（以下「介護予防活動」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、介護予防活動を支援し、もって介護予防の推進を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2条 この要綱による大津市介護予防活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる介護予防活動は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内において実施されるものであること。
- (2) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 1月につき1回の実施を基本とし、補助金の交付を受けようとする年度において10回以上実施するもの
 - イ 1週につき1回の実施を基本とし、補助金の交付を受けようとする年度において42回以上実施するもの
- (3) 1回の実施につき平均10人以上の参加者（その半数以上が、60歳以上の者であること。）があること。
- (4) 実施場所の安全性や緊急時の対応策が確保されているものであること。
- (5) 地域住民が活動に参加できるよう周知を行い、新たな参加者を受け入れる体制が整っているものであること。
- (6) 当該介護予防活動について大津市から他の制度による補助金等を受けていないものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市内にその活動の本拠を置くグループ、市民団体、特定非営利活動法人等の団体であること。
- (2) 営利、政治活動又は宗教活動を目的として活動するものでないこと。
- (3) その名称及び活動内容が会則、規約等により定められていること。
- (4) 過去に大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第19条第1項又は第2項の規定による補助金等の交付の決定の取り消しを受けていないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次に掲げるものを除く。以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金額は、別表のとおりとする。

- (1) その構成員に対する報酬（講師謝礼として支出するものを含む。)
- (2) 備品購入費
- (3) 慶弔費

- (4) 寄付金
 - (5) 飲食代
- (交付申請書)

第5条 規則第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市介護予防活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体等概要書（役員名簿を含む。）
- (2) 事業計画書
- (3) 事業予算書
- (4) 会則、規約その他これらに相当する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市介護予防活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市介護予防活動支援事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市介護予防活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市介護予防活動支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市介護予防活動支援補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市介護予防活動支援補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の事業予算書

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市介護予防活動支援補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市介護予防活動支援補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市介護予防活動支援補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市介護予防活動支援補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市介護予防活動支援補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業決算書
- (3) 事業に要した費用に係る領収書等（明細を記したものを含む。）の写し

- (4) 事業に係る現金出納簿の写し
- (5) その他市長が必要と認める資料

3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業を実施する年度の末日までに行わなければならない。

(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市介護予防活動支援事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市介護予防活動支援事業補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市介護予防活動支援事業補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市介護予防活動支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市介護予防活動支援事業補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 第2条第2号アに該当するもの

補助対象経費	補助率	補助金の額
介護予防活動に要する報償費（介護予防活動に伴い講師謝礼として支出するものに限るものとし、1回当たり10,000円を上限とする。次項において同じ。）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料及び保険料	2分の1	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、30,000円を限度とする。

2 第2条第2号イに該当するもの

補助対象経費	補助率	補助金の額
介護予防活動に要する報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料及び保険料	2分の1	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、90,000円を限度とする。